

全国で1,400件を超える土砂災害が発生!!



九州北部豪雨による土砂災害

提言

我々は、全国治水砂防促進大会を開催し、砂防関係事業の促進について次のとおり提言を採択しました。

つきましては、これら提言事項の実現を要望いたします。

平成二十九年十一月二十八日

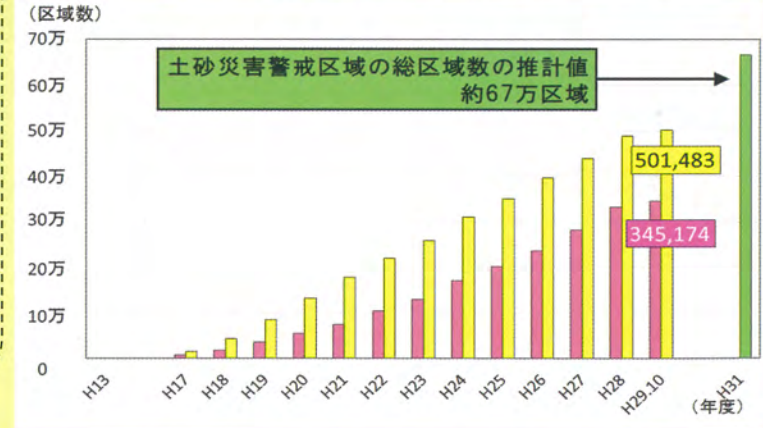
一般社団法人 全国治水砂防協会

会長 綿貫民輔

殿



火山地域における土砂災害対策



提 言

本年7月に発生した九州北部豪雨では、多量の流木を含む土砂災害により20名もの尊い人命が奪われた。また、度重なる台風の来襲等により全国で1400件を超える土砂災害が発生している。また、霧島山新燃岳の噴火など、火山活動の活発化への懸念も高まっている現況下において、強靱な国土を実現するために以下の項目について早急に実現を図ることを提言する。

1. 土砂災害防止施設の強力な整備推進

国及び都道府県は、土砂災害対策に係る予算を大幅に増額し、土砂災害の防止、軽減の基本である砂防堰堤等の整備を、計画的かつ強力に推進すること。

2. 火山砂防事業の推進

国は、昨年4月の熊本地震により山麓斜面に多数の崩壊が発生し、阿蘇中岳も活発な噴火活動を続けている事に鑑み、阿蘇地域において抜本的な土砂流出対策を実施するための火山砂防対策を実施すること。また、火山噴火が発生した場合に、広範囲に亘る土砂被害の発生が懸念される富士山において、広域的な火山砂防対策を実施すること。

3. 流木対策の推進

国及び都道府県は、本年7月の九州北部豪雨において多量の流木による被害が顕著であったことから、森林の適正な管理と連携を図りつつ土石流対策と併せて流木対策を積極的かつ緊急的に推進すること。

4. 激甚な土砂災害が発生した地域における土砂災害対策の推進

国は、激甚な土砂災害が発生した地域での復旧を促進するため、砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施期間を3年から5年に延長し、計画的かつ効率的な事業実施を図ること。

5. 要配慮者の命と生活を守る土砂災害対策の強化

国は、避難確保計画が策定されている要配慮者利用施設について、これら施設を災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の補助対象に加える等、採択要件を緩和して要配慮者に対する土砂災害対策を強化すること。

6. 警戒避難体制の整備と防災・減災活動の充実

都道府県は、平成31年度までに土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を急ぐこと。また国は、火山ハザードマップの作成を都道府県と連携する等、火山噴火緊急減災対策を推進すること。

7. 体制及び組織・人材育成の強化

国及び都道府県は、土砂災害対策に必要な体制及び組織の強化を図るとともに、専門技術者や大学の研究者などの育成を図ること。併せて、土砂災害対策に関わる市町村職員の人材育成を支援すること。

以上

平成二十九年十一月二十八日

全国治水砂防促進大会